

## 新型コロナウイルス感染症の対策を求める申入書

東京拘置所長 中川忠昭 殿  
法務大臣 森 雅子 殿

2020年4月14日  
東京都港区新橋2-8-16 石田ビル4階  
電話 03-3591-8224 FAX 03-3591-8226

大坂裁判事務局  
杉浦 文俊

私は、東京拘置所に収容されている大坂正明氏の裁判を支援する団体の者です。

2020年4月7日、政府は新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を発しました。こうした中、法務省は4月11日に、東京拘置所に収容されている被告人の男性が新型コロナウイルスに感染したと発表しました。事態の重大性に鑑み、以下のことを申し入れます。

### 1 東京拘置所は被収容者および職員の感染防止のため、どのような対策をとっているのか明らかにしてください

(1)報道によれば、新型コロナウイルスの感染が分かった60代の男性は入所した時から咳などの症状があり、単独房に収容されていたとのこと。感染が判明したのは東京拘置所内で治療を受けているとのこと。対応に当たった職員はマスクを着用していたとのことですが、この男性に接触した者が自宅待機の措置が取られたとの発表はありません。

大坂正明氏は拘置所内で新型コロナウイルス感染症に対する対策が、職員のマスク着用と、時折取っ手をアルコール消毒する程度であり、ほとんどなされていないと訴えています。私たちは拘置所内での感染拡大を大変危惧しているところでもあります。

(2)東京拘置所は感染が明らかになった男性の感染経路をどのように認識し把握しているのか、明らかにしてください。また、対応に当たった職員に対してPCR検査を実施したのか否か、実施したのであればその結果を公表してください。そしてこの職員たちが他の被収容者と接触した可能性があるのか否か、明らかにしてください。

(3)感染が確認された男性が所内で治療を受けているとのことですが、どのような施設で治療を受けているのか、また医師および看護師の対応等、治療は十分な

体制で行われているといえるのか、明らかにしてください。

(4)東京拘置所は、所内で感染者が出たことに対し、被収容者および職員の感染拡大防止のため、どのような対策をとっているのか明らかにしてください。

## **2 東京拘置所は被収容者の感染防止に責任を取り、十分な対応を行ってください**

(1)東京拘置所内ではマスクが不足しているとの理由で自費でマスクを購入することができない状態にあります。マスクに感染症への予防効果は低いといわれておりますが、感染拡大を防止するという点からは有用性が認められており、政府もマスクの全世帯配布を決めたところでもあります。しかしながら東京拘置所に問い合わせたところ、被収容者に対してマスクを外部より差入することはいかなる場合であっても認められないとの回答がありました。自費での購入希望者がマスクを入手できず、また外部からの差入が、政府による緊急事態宣言という状況にあっても認められないとすれば、国・法務省、東京拘置所は被収容者の命と健康に対する責任をいかにして全うするのでしょうか。

東京拘置所は被収容者の命と健康を守る責任があります。新型コロナウイルス感染症に対する十分な対応を、東京拘置所に求めます。

(2)まず、全収容者へのマスクの配布を速やかに行ってください。

(3)感染が確認された被収容者の男性と接触し、新型コロナウイルスの感染が確認された職員および濃厚接触が疑われる職員の速やかな自宅待機措置を実施してください。

(4)万が一他の被収容者への感染が確認された場合、被収容者の命を守るため、専門の外部医療機関に治療をゆだねるなど、最大限の対応をしてください。

## **3 東京拘置所が被収容者の命と健康を守る十分な体制が取れないときは、すみやかに全収容者を解放してください**

諸外国においては、今回のパンデミックに際し刑事施設の医療・管理体制が十分でないことから、被収容者の健康に責任を取るために、被収容者の一時解放が行われております。

東京拘置所は、万が一にも新型コロナウイルス感染症の集団感染がおこるなど、被収容者の命と健康を守る十全な体制が取れないと判断したときは、すべての被収容者の一時解放を行ってください。

以上、申し入れます。